

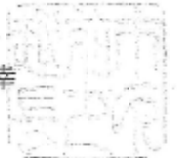


越前市告示第142号

令和3年9月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月23日

越前市長 奈良 俊 幸



- 1 日 時 令和3年8月30日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第50号から議案第52号まで

令和2年度越前市企業会計利益の処分及び決算の認定について

令和2年度の越前市水道事業会計、越前市工業用水道事業会計及び越前市下水道事業会計について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分に関し議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、次に掲げる決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月30日提出

越前市長 奈良 俊 幸

議案第50号 令和2年度越前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第51号 令和2年度越前市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第52号 令和2年度越前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 5 3 号から議案第 5 6 号まで

令和 2 年度越前市決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、次に掲げる決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

議案第 5 3 号 令和 2 年度越前市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 4 号 令和 2 年度越前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 5 号 令和 2 年度越前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 6 号 令和 2 年度越前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 57 号

越前市手数料条例の一部改正について

越前市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市手数料条例の一部を改正する条例

越前市手数料条例（平成 17 年越前市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 個人番号に関するものの項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 58 号

越前市道の駅設置及び管理条例の制定について
越前市道の駅設置及び管理条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市道の駅設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 本市は、道路利用者及び北陸新幹線越前たけふ駅利用者への良好な休憩の場の提供、地域観光の促進、市民と来訪者との交流促進並びに地場商品の販売による地域産業の振興を図るため、越前市道の駅（以下「道の駅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 道の駅「越前たけふ」
- (2) 位置 越前市大屋町第 38 号 5 番地の 1

(施設)

第 3 条 道の駅は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 本館
 - ア 交流スペース
 - イ 観光案内・情報発信所
 - ウ 物販施設
 - エ 飲食施設
 - オ 多目的室
 - カ 事務室
 - キ トイレ

(2) 道路管理施設

ア 休憩所

イ 道路情報提供施設

ウ トイレ

(3) 附帯施設

ア 多目的広場

イ 交流広場

ウ 駐車場

エ 東西連絡通路

(開館時間及び休館日)

第4条 道の駅の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区分		開館時間	休館日
本館		午前7時から午後8時まで	年中無休
道路管理施設		24時間	年中無休
附帯施設	多目的広場	午前7時から午後8時まで	年中無休
	交流広場		
	駐車場	24時間	年中無休
	東西連絡通路		

(事業)

第5条 道の駅は、次に掲げる事業を行う。

(1) 休憩の場の提供に関すること。

(2) 市民及び来訪者の交流の促進に関すること。

(3) 道路情報の発信に関すること。

(4) 観光情報及び地域情報の発信に関すること。

(5) 地元特産品の展示及び販売並びに飲食物その他の物品の販売に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置の目的を達成するために必要な
事業

(入場の制限)

第6条 市長は、入場者又は入場しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者について入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設、設備、展示品等を毀損又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、道の駅の管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償等)

第7条 その責めに帰すべき事由により、施設、設備、展示品等を毀損し、又は滅失した者は、速やかに市長に報告するとともに、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の賠償の金額及びその方法は、その都度市長が定める。

(使用の許可)

第8条 道の駅の施設の一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による許可をするときは、道の駅の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該目的以外に道の駅を使用し、又は使用の権利を他に譲渡してはならない。

(使用の不許可)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可は、行わないものとする。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 道の駅の施設、設備、展示品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為

を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、道の駅の管理上不相当と市長が認めるとき。

(使用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(2) 使用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

(4) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(5) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(6) 公益上必要があると認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、道の駅の管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第7号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる使用料を市長に納付しなければならない。

(1) 施設使用料

区分	使用料	
	1時間につき	1日につき
多目的室	400円	3,000円
多目的広場	2,000円	15,000円
交流広場	2,000円	15,000円

摘要

- 1 営利目的に使用する場合（入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）について、これを徴収しない場合に限る。）の使用料は、各使用料の2倍額とする。
- 2 使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、各使用料の10倍額とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

(2) 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
多目的室	300円	1,500円	9,000円

- 2 前項の使用料は、使用の許可の際に納付するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、使用後に納付することができる。

（使用料の減免）

- 第12条 市長は、公用その他特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

- 第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由その他特別の理由があると認めるときは、市長は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

（管理の代行）

- 第14条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定により、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に道の駅の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第6条及び第8条から前条までの規定の適用については、第6条及び第8条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条から第11条までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、第8条、第10条、第11条及び前条の規定中「使用者」とあるのは「利用者」と、第11条から前条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条中「使用時間」とあるのは「利用時

間」と、「使用後」とあるのは「利用後」とする。

(利用料金)

第15条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において適当と認めるときは、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、指定管理者は、市長の承認を受け、第11条第1項に規定する金額の範囲内で利用料金を定め、これを変更することができる。

(指定管理者に行わせることができる業務)

第16条 指定管理者に行わせることができる業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設、設備、展示品等の維持管理に関する業務

(2) 第5条各号に掲げる事業に関する業務

(3) 市長の承認を受け、道の駅の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

議案第 59 号

越前市水道事業給水条例の一部改正について

越前市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市水道事業給水条例の一部を改正する条例

越前市水道事業給水条例（平成 17 年越前市条例第 230 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 28 条関係）

1 専用使用及び共用使用に係る給水料金（1 箇月につき）

メーター 口径	基本料金	水量料金（使用水量 1 立方メートル当たり）				
		5 立方メ ートル以 下	5 立方メ ートルを 超え 10 立方メー トル以下	10 立方メ ートルを 超え 30 立方 メートル以 下	30 立方メ ートルを 超え 100 立 方メートル 以下	100 立 方メート ルを超え るもの
13 ミリ メートル	840 円	0 円	40 円	180 円	240 円	260 円
20 ミリ メートル	1,320 円					
25 ミリ メートル	3,500 円	40 円	60 円			
40 ミリ	11,000 円					

メートル						
50ミリメートル	18,000円					
75ミリメートル	36,000円					
100ミリメートル	60,000円					
150ミリメートル	100,000円					
<p>備考</p> <p>1 給水料金の額は、基本料金と水量料金との合計額とする。</p> <p>2 第31条第1項第2号の規定による半月分の給水料金に係るこの表の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本料金 この表に規定する基本料金の額の2分の1の額を基本料金とする。</p> <p>(2) 水量料金 この表の水量料金の欄中「5立方メートル」とあるのは「3立方メートル」と、「10立方メートル」とあるのは「5立方メートル」と、「30立方メートル」とあるのは「15立方メートル」と、「100立方メートル」とあるのは「50立方メートル」と読み替える。</p>						

2 臨時使用に係る給水料金

使用水量1立方メートル当たり 600円

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行し、同日以後にメーターの点検を行って計算した料金について適用する。

議案第60号

市道路線の認定等について

次のとおり市道の路線を認定し、廃止し、及び変更する。

令和3年8月30日提出

越前市長 奈良 俊 幸

1 認定する路線

路線名	起 点	終 点	延長(m)
市道第3349号線	高森町4字35番先	高森町4字36番6先	40.0
市道第4541号線	瓜生町9字12番8先	瓜生町9字12番13先	84.0
市道第4542号線	国高三丁目9字2番12先	国高三丁目9字2番11先	96.2

2 廃止する路線

路線名	起 点	終 点	延長(m)
市道第1020号線	府中三丁目62番1先	府中三丁目59番先	29.9
市道第6163号線	勝蓮花町7字4番5先	勝蓮花町7字11番先	76.0

3 変更する路線

路線名		起 点	終 点	延長(m)
市道第3530号線	前	家久町27字10番5先	家久町27字11番11先	96.0
	後	家久町27字10番5先	家久町27字10番7先	61.0
市道第2109号線	前	国兼町17字15番先	国兼町16字22番先	66.4
	後	国兼町17字15番先	国兼町16字13番先	175.5

議案第 6 1 号

武生中央公園温水プールの指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市都市公園条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 7 6 号）の規定に基づき設置する武生中央公園温水プール

2 指定管理者

所在地 越前市上太田町第 2 9 号 1 5 番地の 1

名 称 T C P 共同事業体

3 指定期間

令和 4 年 3 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第62号

武生中央公園総合体育館、水泳場、庭球場及び多目的グラウンド、越前市武道館並びに越前市武生体育センターの指定管理者の指定事項の変更に
ついて

武生中央公園総合体育館、水泳場、庭球場及び多目的グラウンド、越前市武道館並びに越前市武生体育センターの指定管理者の指定についてを、次のとおり変更するものとする。

令和3年8月30日提出

越前市長 奈良 俊 幸

第1項第1号中「、水泳場」を削る。

報告第15号

令和2年度越前市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和2年度越前市一般会計継続費の精算について別紙のとおり報告する。

令和3年8月30日提出

越前市長 奈良 俊 幸

令和2年度 越前市一般会計 継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳					
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源					
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		一 般 財 源	国 県 支 出 金	地 方 債		そ の 他	一 般 財 源	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎建設事業 (本庁舎解体工事)	元	75,228,000	26,630,000	43,700,000	4,898,000	0	24,400,000	12,200,000	10,900,000	1,300,000	0	50,828,000	14,430,000	32,800,000	3,598,000	0
			2	112,844,000	56,422,000	50,700,000	5,722,000	0	145,000,000	126,700,000	16,400,000	1,900,000	0	△ 32,156,000	△ 70,278,000	34,300,000	3,822,000	0
			計	188,072,000	83,052,000	94,400,000	10,620,000	0	169,400,000	138,900,000	27,300,000	3,200,000	0	18,672,000	△ 55,848,000	67,100,000	7,420,000	0

報告第 16 号

令和 2 年度越前市決算に係る健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.48)	— (17.48)	11.1 (25.0)	132.3 (350.0)

(1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、共に赤字を生じていないため、「—」で表示する。

(2) 表中の括弧内の数値は、国の定める早期健全化基準であり、そのうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率における数値は、本市の標準財政規模に応じて政令で規定された方法により算定したものである。

2 資金不足比率

(単位：%)

公営企業に係る特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
下水道事業会計	—

(1) 資金不足比率は、資金不足を生じていないため、「—」で表示する。

(2) 資金不足比率における国の定める経営健全化基準は、20.0%である。